

桐朋学園芸術短期大学
紀要 Vol.3
2007年3月発行

公共文化施設とその運営
— 指定管理者制度の現状と課題 —

羽藤 律

【内容梗概】

地方自治法第244条の改正により、全ての公共施設に対して指定管理者制度が導入された。文化施設も、その例外ではない。また、民間企業の経済力を背景に公立文化施設の建設、管理・運営を行おうとする企業体もできている。そこで、本稿では、指定管理者制度を採用している施設として横浜市磯子区民文化センターを、民間企業が中心となって管理・運営されている杉並公会堂を取り上げ、その運営方法を検討した。また、かかる経費、共催の問題から、管理・運営と自主事業が独立した組織で運営される2段階方式の変形が地域の活性化という目的には合っていることを提言した。また、芸術家はそのリーダーとなる組織運営について検討した。

1.はじめに

現在，芸術にかかわる公共団体において、平成 15 年 6 月地方自治法第 244 条¹⁾の改正が行われ、平成 15 年 9 月より同法が施行、指定管理者制度の導入が行われた(表 1)。これは、政府の公共事業に対する民間活力の導入を目標としたものであると考えられる。この後 3 年間の移行期間を経て、平成 18 年 9 月には、この制度へ完全に移行された。それまでは地方自治体ないし普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの 2 分の 1 以上を出資している法人(地方自治法施行令第 173 条の 3²⁾(表 2))のみが公共施設の管理・運営が許されていた。この改正によって、NPO(Non Profit Organization)や民間企業も文化施設を管理運営に参画できるようになった。すなわち、文化施設に対しても公設民営化が聖域なく導入されたということである。この指定管理者制度は、学校、プール、駐車場など、公共的サービスを提供する全ての施設に対して適用されている。

1.1 指定管理者制度第 1 号

横浜市磯子区民文化センター(杉田劇場)は、平成 15 年 6 月の地方自治法改正をうけて、いち早く日本で最も早く指定管理者制度が導入された。選考は公募プロポーザル方式で行われた。公募に際して横浜市側から挙げられた事業概要は次の通りであった。

(1)文化事業に関する業務

- a)地域文化活動の支援
- b)鑑賞事業の企画及び実施
- c)情報、相談、交流事業の実施

(2)施設の運営に関する業務

- a)文化活動のための施設の提供

(3)施設の管理に関する業務

(4)その他業務

であり、指定管理者導入以前、市の財団法人で行っていた業務がそのまま引き継がれることとなった。

応募には、6 団体合計 13 社が名乗りをあげた。結局、その中から市の財団が選ばれたわけであるが(審査報告書³⁾)、

Table 1 地方自治法第244条¹⁾

第十章 公の施設

(公の施設)

第二百四十四条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設(これを公の施設という。)を設けるものとする。

2 普通地方公共団体(次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。)は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの(以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。

8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

Table 2 地方自治法施行令第173条3²⁾

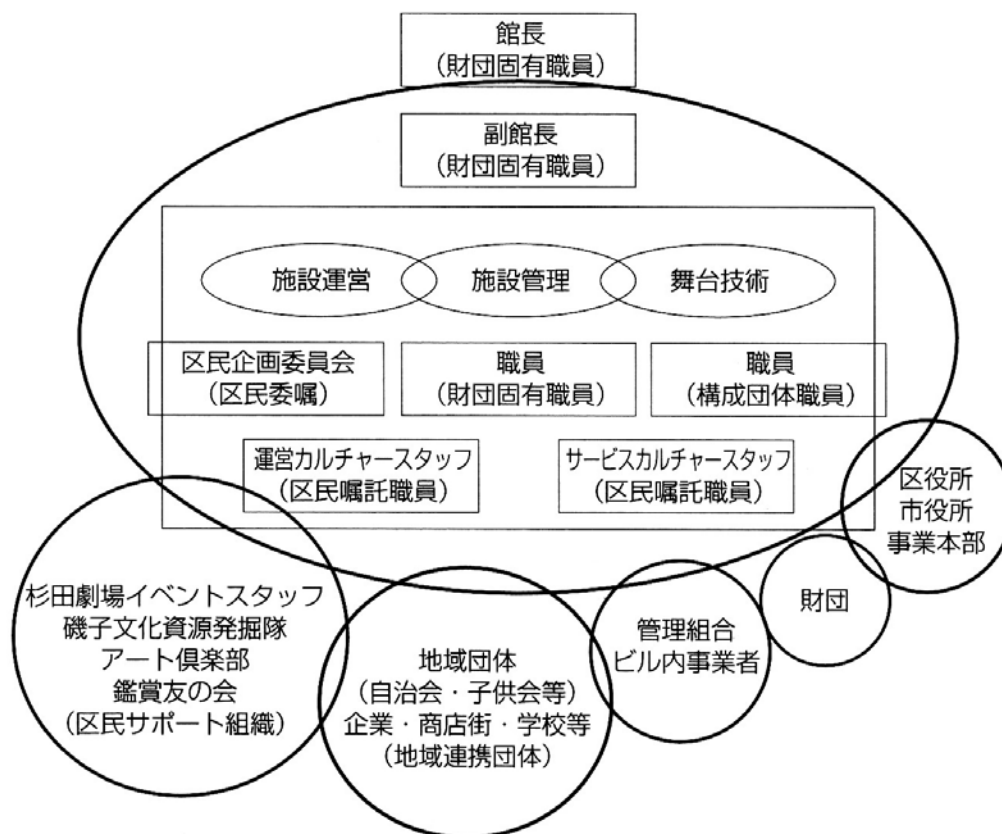
第六章 公の施設

(公の施設の管理受託者)

第一百七十三条の三 地方自治法第二百四十四条の二第三項に規定する普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものは、次に掲げる法人とする。

一 普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している法人

二 前号に掲げる法人のほか、当該法人の業務の内容及び当該普通地方公共団体の出資の状況、職員の派遣の状況等の当該普通地方公共団体との関係からみて当該公の施設の適正な管理の確保に支障がないものとして総務省令で定めるもの

Fig.1 杉田劇場の組織構造⁴⁾

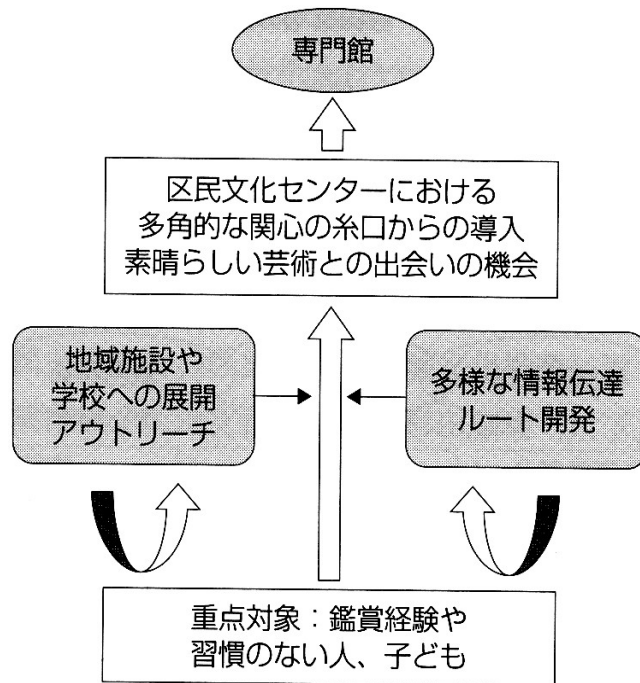


Fig.2 杉田劇場の鑑賞者育成の試み

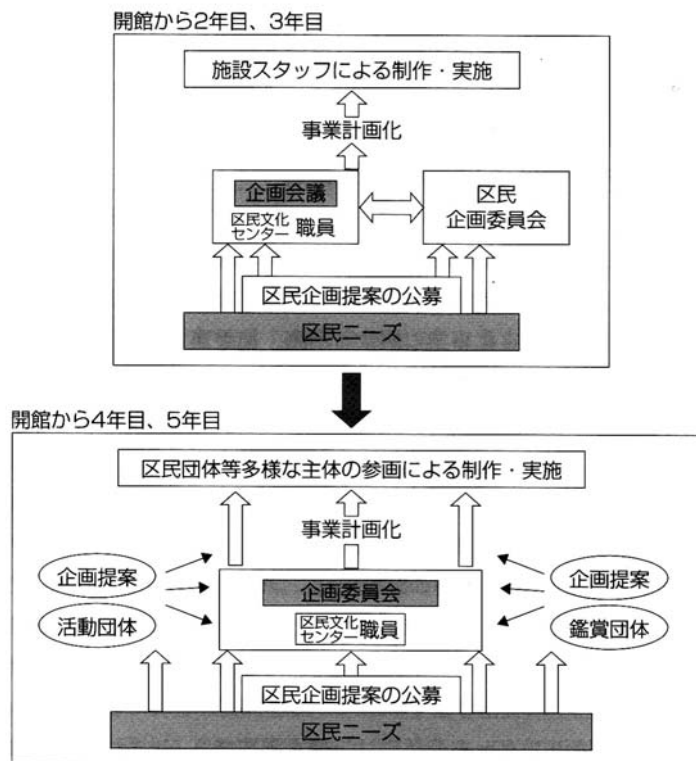


Fig.3 杉田劇場の事業化への取り組みの変化

他には人事や予算の面で問題点が指摘された企業が多かった。それとともに、全提案者が、区民の文化事業の参加促進、支援組織に加え地域住民を含んだ運営組織を形成している(Fig.1⁴⁾)。それとともに、区民利用の促進、区民参加型運営管理事業、区民参加型文化事業、地域のニーズの把握とそれに対する具体的かつ戦略的な提案など、地域の市民(区民)を巻き込んだ事業企画が多くなっている。Fig.2⁴⁾に杉田劇場の鑑賞者育成の試みを示す。この図によると、地域施設や学校へのアウトリーチ活動の展開やその他の情報伝達によって鑑賞者を育成する、即ち劇場が賑わいを持つことが目標である。結果的に市民の地域社会との関わりを強くし、施設での表現活動の機会の増加、市民間の親しみやすさや結束の深まり、地域外への発信を目指している。さらに、5年間という中期的な見通しのもと、指定管理者移行2、3年目は施設スタッフによる自主事業の企画・実施を行うが、4、5年目には多様な主体による自主事業の展開を目指している(Fig.3⁴⁾)。この中期計画は、目標の設定を明示するという意味で、意義を持つ。しかし、指定管理者の選考は5年おきに行われるため、5年を超える計画は策定できない。

当館の初代の館長である間瀬⁴⁾は個人として指定管理者制度の次の問題点を指摘している。

- (1)指定管理者制度の導入で設置者の文化度が露呈する。—指定管理者の計画設定の目的の明確化が起こる。
- (2)短期の指定期間は目標策定の妨げである。—目標設定が5年は短い。
- (3)地域文化施設の設置目的の見直し時期が来た。
- (4)指定管理者は設置者とのパートナーシップの構築が重要。
- (5)地域文化施設は住民のものである、という意識の醸成が必要。

指定管理者制度によって、文化施設経営の効率化が進んだ一方で、従来育成してきた経営に関する専門職員や、企画のプロデュースを行う専門職員の知識や知恵の蓄積を客観的評価を行うことなく奪うものであり、ある意味でのモチ

バージョンの低下や雇用不安を引き起こす可能性がある。

1.2 PFI 事業第 1 号

日本で公共施設に対する最初の取り組みとして杉並公会堂を挙げることができよう⁵⁾。杉並公会堂の立て替えに際し、その伝統を維持しつつも、区のシンボル、区民の創造の場、区民に愛される施設、幅広い文化振興に寄与する施設とコンセプトとしたPFI(private finance initiative)方式を採用した。PFIとは、公共施設を民間企業が自力で建設・運営し、様々な種類のローンを組みながら、また利用料収入を得ながら、さまざまなリスクを分担して受け持ちながら、30年にわたって負債を返していこうとするものである。具体的には、大林組と京王設備サービスが出資している。京王設備サービスは、杉並区から維持管理・運営を委託されている。大林組は建設・大規模修繕を担当している。このような役割分担のもと、多面的かつ安定的な収益を確保する計画としている。自主事業も計画されており、文化芸術を創造できる施設、区民に愛される施設、日本フィルとの有効提携に対応し、幅広い文化芸術に寄与する施設を目指している。

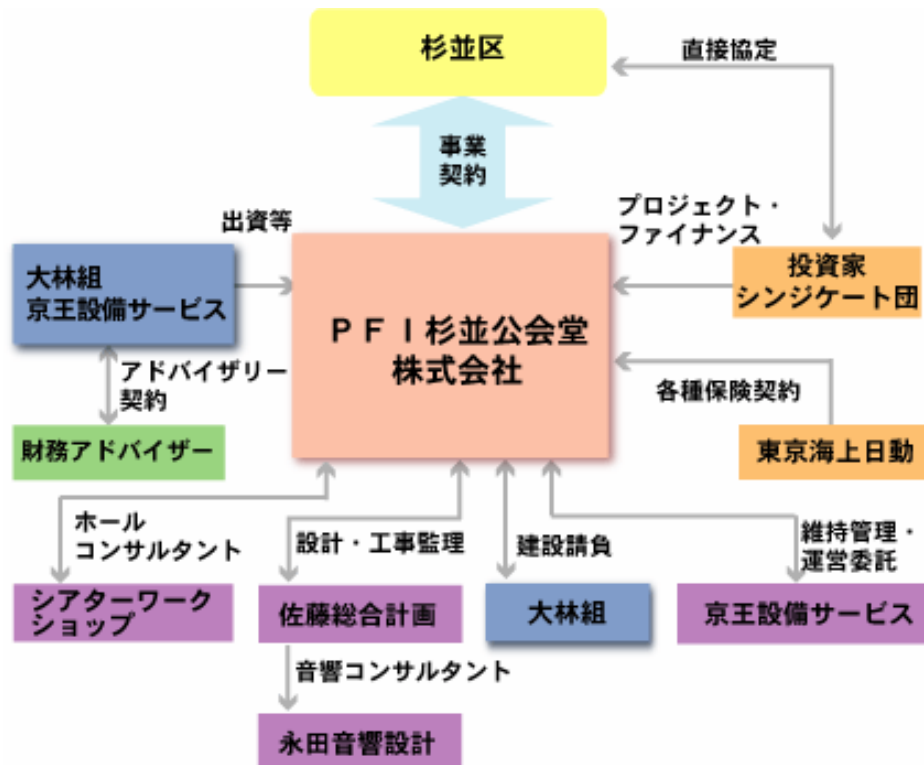


Fig.4 PFI 杉並公会堂の運営の方法

1.3 指定管理者制度とPFI

このように、指定管理者制度やPFIはバブル経済以後続いてきたバブル経済の崩壊による景気低迷、民間企業、公益法人、地方自治体の財政難に起因するものである。また、夕張市のような、回収できない過剰投資のため財政破綻する地方自治体も出てきている。このような時代背景でできてきた制度なのである。

この制度が公益法人に与えた影響は少ないとはいえない。例えば、地域の市民を対象にミュージカルの制作、演劇ワークショップの実施、子供向けオーケストラの編成、コンテンポラリーダンスの紹介を行ってきた栗東市芸術文化会館「さきら」の管理運営団体がこれまでの財団ではなくJR西日本の関連会社に決定したのは、記憶に新しい。管理者側に採算性や収益性が念頭にあったことが窺える⁶⁾。

当初、公立文化施設の運営主体の可能性として、ノウハウを持った民間企業、NPO法人、協同組合⁷⁾、協会(区民利用施設掲示板のポスターから)などが存在している。しかし、指定管理者制度に移行した地方公共団体は40.2%であった(全国公立文化施設協会調べ⁸⁾)。また、指定管理者制度を採用した地方公共団体でも、公共的団体は、82.1%が管理・運営を受託している。「運営側の甘えや無駄をなくす意味でよい制度」であるが、「長期計画を立案することは困難という」という2つのことが背反する現象が起こっている⁹⁾。

このように民間企業に門戸が開かれた指定管理者制度であるが、事業評価の問題も残されている。民間・公共問わず予算を含めた赤字の額と来場人数が、明確な測度である。それ以外の評価は、自己評価や客観的評価によるものがあり、多くの地方公共団体が取り組んでいる。しかしながら地域的背景、運営団体の組織形態や規模により異なるため、その標準化は難しいと思われる。ただ、地域特性に関連のすることのない項目においては、共通するものもある可能性もある。

Table 3 地域の芸術文化環境づくり支援事業
平成19年度内定状況¹⁰⁾

表1 地域の芸術文化環境づくり支援事業 事業別申請・内定状況		(参考)平成18年度事業別申請・内定状況 (追加募集分を含む)			
	申請団体数	内定団体数		申請団体数	内定団体数
創造	26	14	創造	34(34)	25(25)
連携	81	80	連携	82(79)	73(70)
単独	252	194	単独	333(243)	218(158)
研修	11	9	研修	13(9)	8(7)
計	370	297	計	462(365)	324(260)
※()内は当初予定分のみ					

表2 地域の芸術文化環境づくり支援事業 芸術分野別申請・内定状況		(参考)平成18年度芸術分野別申請・内定状況 (追加募集分を含む)			
	申請団体数	内定団体数		申請団体数	内定団体数
			音楽	167(129)	112(88)
音楽	147	119	演劇・舞踊	166(135)	129(110)
演劇・舞踊	130	108	伝統芸能	22(16)	15(9)
伝統芸能	18	15	美術・工芸	73(58)	47(40)
美術・工芸	51	40	映像・その他	22(18)	13(6)
映像・その他	13	6	研修	12(9)	8(7)
研修	11	9	計	462(365)	324(260)
計	370	297	※()内は当初予定分のみ		

財団法人 地域創造などの芸術文化などの助成金をみても、申請団体で5団体の増、申請金額で4,300万円の増となっている¹⁰⁾。地方公共団体の管理・運営するホールは、景気上昇の波が続いても、今なお財政状況がひっ迫し外部の補助金を必要としていることを示している。

2. システムの問題

2.1 管理運営費用の問題

ほとんどの文化施設は朝9時から夜10時ごろまであけていることが多い。これに対応するため、常勤職員・非常勤職員ともある程度の陣容が必要となる。ホールやロビーなどの広い空間を持っている場合が多いが、施設を清潔に保つための清掃や廃棄担当の職員、舞台技術の指導及び設備・

Table 4 支出の試算結果

項 目			
電話代などの通信運搬費	30,000	12	360,000
蛍光灯などの消耗品費	100,000	12	1,200,000
電気、楽器などの修繕費	50,000	12	600,000
ホール催し物案内印刷費、ホームページ管理費など	200,000	12	2,400,000
電気代、水道代	800,000	12	9,600,000
花卉などの室内装飾費、マット借用費	30,000	12	360,000
施設内での事故などに対応する保険	30,000	12	360,000
収入印紙などの租税公課	30,000	1	30,000
火災予防協会、職員研修費などの負担金	20,000	12	240,000
清掃人件費	100,000	12	1,200,000
電気保安管理費	50,000	12	600,000
舞台操作人件費	100,000	12	1,200,000
水道水衛生委託費	150,000	4	600,000
エレベータ保守費用	150,000	12	1,800,000
空調設備保守費用	300,000	12	3,600,000
ピアノ保守費用	50,000	12	600,000
舞台、音響、照明設備保守費用	300,000	12	3,600,000
警備費用	100,000	12	1,200,000
合 計			29,550,000

附帯設備の維持・管理担当の職員、空調や水道水の管理など衛生管理担当の職員、警備担当の職員などの職員を雇用する必要がある。すなわち、相当の人件費がかかる。

さらに、文化施設は大きな空間を擁しているため、相当量の空気を暖めたり、冷やしたりする必要がある。そのためにかかるエネルギーは計り知れないものがあり、月の電気量やガス代などの光熱水量費が、一般家庭と比較すると想像を絶するほどの費用がかかる。

これらを具体的に試算した場合 (Table 4)、どのような小さなホールでも3000万円はこえるのが実情である。それに対して、施設使用料は、いくら管理者が利用料金を決定できるといっても(地方自治法第244条第2項9号)限界があろう。受益者負担率(5万円×300日)をいくら上げても、1500万円が上限であろう。そこには、最低1500万円の赤字が見込まれ、行政側は、指定管理者と委託契約することによって、その赤字を相殺するのである。売り上げの目標値は、当然

低く設定されるため、天災がない限りその実効性は保障されている。少なくとも雇用の確保はなされよう。部屋を市民に貸すだけが文化施設の役割であるならば、直営、公益法人、指定管理者すなわちどのような団体であっても大きな違いはない。

2.2 事業費用の問題

自主事業を行っている文化施設でを導入しよう事業費用の場合は、数百万円から数億円と大きな幅がある。それに伴い、事業の担当者の確保が必要となる。数百万程度の原資でも、1人から2人の人員の確保が必要となる。なぜなら、公演事業や普及事業を行おうとする場合、予算が大きくなるから人数もそれに伴って一次関数的に伸びていくのではなくて、あるところで頭打ちになる。逆に予算が少ないから人数を減らす動きもあろうが、定員を0にするわけにはいけない。どんなに事業費が低かろうと、そこに従事する職員は必要なのである。なぜなら、公演事業1本を制作する場合でも、企画立案、予算要求、助成金申請、広報、チケット管理、稽古、当日の運営管理、報告書の作成など、莫大な量の手間がかかる。また、ワークショップなどの普及事業においても、公演事業以上に莫大な手間暇がかかるわけである。

2.3 管理・運営と事業／交錯する問題

共催とは何かという共催の定義に迫る問題もある。公演は、2つ以上の団体または個人が共同で事業を主催するというものである。施設の利用者間で共同して主催する場合、多いのはチケット代金の折半や、出演者の数や集客力に合わせて費用を分割する方法である。

公共施設と利用者あるいは公演企画者が共催する場合、先押さえには3つの段階が挙げられよう。それは、(1)自主事業から日程を確保(いわゆる「先押さえ」で、公益性の高い事業を一般申し込みより先に日程を固定するというもの)、(2)料金の減免(公益性が高い事業の施設使用料を安く「減免」するもの)、(3)料金的優先性2(チケットの負担分や必要経費に応じて折半するもの)。以上である。すなわち、すなわち公共施設は時間的に、経費的な必要性をもってお

Table 5 主催・共催・後援・協力・協賛とは？

- 主催：内容面・予算面の責任を持ち、企画を主体的に進める団体及び個人。
- 共催：主催と並んで金銭的、人的責任を負う。
- 後援：いわゆる名前を使わせることによって公益性を強調すること。
- 協力：さまざまな面で便宜を図ること。例えば楽器を無料で提供すること。
- 協賛：広告宣伝費などで金銭面からの支援を受けること。

り、これまでは、行政また公益法人にのみ与えられた権能であったが、指定管理者にもこれらの権限を渡すことが可能となろう。もちろん名義共催（共催者として、団体名だけを並べさせること）もあるが、それは、後援と変わらない。

2.3 管理運営方法と事業運営

指定管理者が、文化施設の管理・運営と自主事業も行った場合、予算規模が明らかに異なるため、管理運営費と事業費の連結決算の意義は薄い。人件費等を入れて考えても、事業費を確保することは困難なことは自明である。

自主事業の意義は、文化施設そのものの活性化し、地域の伝統を基礎に、新しい芸術文化の創造活動を推進し、地域経済、人の交流を行おうとするものである。対価を求めようとするのではなく、芸術家と市民の芸術文化という新たな回路づくりという理念にある。いわば、字のごとく施設の管理運営と自主事業は、資本の投入とその効果という意味で、基本的に相容れない世界なのである。

そこで、その両者が相容れる点として、2.3の(1)で述べた日程の確保の方法が接点になると考える。すなわち、指定管理者は自主事業によって収入を得ることができ、自主事業運営者は会場を確保することができ、両者の利害が一致する。もしその両者が直営または公益法人で一本化することができないならば、管理運営者と自主事業運営者が別の2段階方式¹¹⁾が良いと考える。そして、指定管理者は行政直営、財団、民間民間企業が、自主事業運営者は地方

公共団体あるいは公益法人が行うのが良いのではなかろうか。この2段階方式の接点として、ホールを地域社会に認知させ、貸館を促進し、利用者に応じてサービスを行う営業担当を挙げることができようが、管理・運営面と事業面の両者の利益を結びつけるような、プロデューサーまたはディレクターが最低一人は必要になると考える。当然、ハコモノは使われなければならないし、自主事業はその事業の継続及び発展こそが10年先、20年先の地域文化の礎となり、また利用率の増加へつなげないといけない。

3. 事業運営者の諸条件

自主事業運営者は、中心に地域在住の芸術の職能的専門家を Artistic Director としておき、地域における芸術家と社会の関係を反映した自主企画を行うことにより、より市民に密着した芸術の創造活動や普及活動の可能性を広げることができるのではないだろうか。

3.1 芸術監督とプロデューサー

国内の地方公共団体における芸術運営は大きく2つに分けることができる。1つは芸術監督を中心とした組織であり、もう1つはプロデューサーを中心とした組織である。芸術監督制は芸術の専門家を組織の長に据え、専門家のリードのもと自主事業やその他の事務事業を行う。対して、プロデューサーは、芸術創造の基礎や応用力を持った固有の職員を中間か管理職として配置され、地方公共団体の所轄部署や芸術団体との調整を行うことを業務としている。前者は、芸術性や価値観に優れ創造的な企画を行うことができる。後者は、調整型となるため、様々な分野にわたり浅く広くバランスのとれた企画のラインナップとなる。両者に関して成功しているケースもあれば、失敗しているケースもあると思われる。ただし、失敗の定義を明確に示すことは、非常に困難とある。なぜなら、社会的なコンセンサスを得た規準を明確に示すことができないからである。しかし、単純に考えてみよう。施設を運営する地方公共団体、公益法人が立ち上がったとき、当初の芸術監督またはプロデューサーが現在でも配置されているかどうか単純に比較してみればよい。ただし、ここでは成功例と失敗例を取り上げるが、具体例を示すことは避けておく。

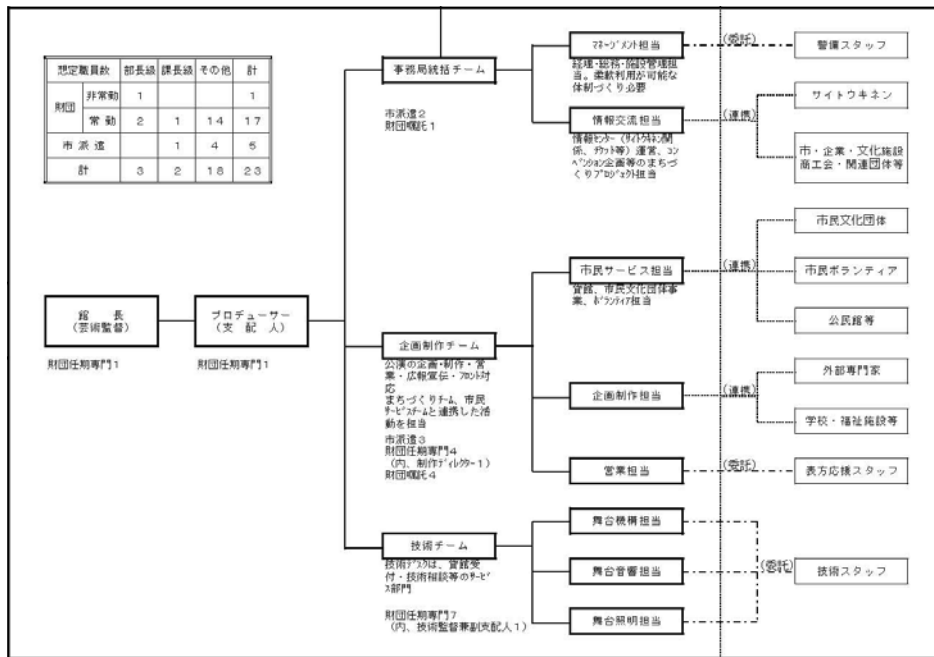


Fig.5 プロデューサー配置の例 (松本市民芸術館¹²⁾)

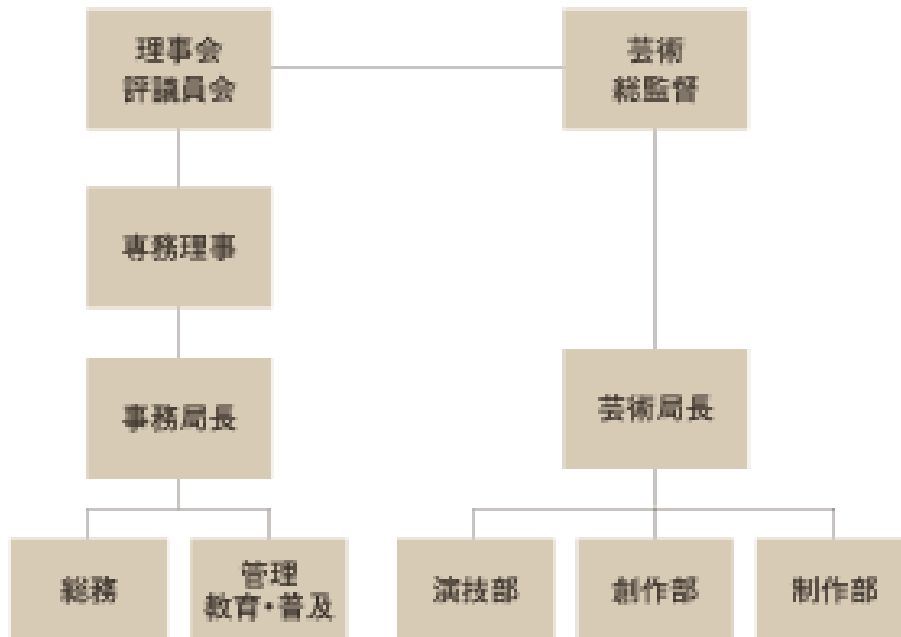


Fig.6 芸術監督制の例 (静岡県舞台芸術センター¹³⁾)

(1) 芸術監督の配置が維持されている場合

- ・芸術監督制が条例で謳われ、2代目が検討されている。
- ・芸術監督制が条例で謳われていないが、継続性が維持。

(2) プロデューサーの配置が維持されている例

- ・地域の芸術家と共に歩む姿勢で市民の支持を得ている。
- ・大規模事業のノウハウを蓄積し市民の支持を得ている。

(3) 芸術監督の配置が継続しなかった例

- ・芸術監督が実験的な試みが多すぎバランスを崩した。
- ・芸術監督の企画と、事業の採算が合わなかった。

(4) プロデューサーの配置が継続しなかった例

- ・自主企画に対して市民の苦情があり対応しきれなかった。
- ・地域の団体を排除し、実験的試みを多く行いすぎた。

(1)と(2)は、首長や議会の承認を得て維持しているのであるから、ある意味幸せな状態であろう。問題は、(3)と(4)である。平成15年の地方自治法第244条の改正が契機となった。この改正では、これまで公の施設の管理者となることのできなかった民間企業やNPO法人に、議会の承認を得ればその機会を与えようとするものである。

時期的にみれば(3)はこの改正より前に多くみられ、(4)は後に見られると考える¹⁴⁾。また、この現象は、芸術監督制がプロデューサー制と比較して、組織の改善が容易なことを示しているしその理由もつけやすい。

さらに、指定管理者制度導入後の民間企業への移行は、プロデューサーと行政のコミュニケーションの不具合が原因ともいえるのではなかろうか。すなわち、プロデューサーは、芸術性とそのバランスはもちろんのこと、政治的・経済的根拠を基盤にしているため、そのシステムの変更が困難なのである。もしその関係を幸せなものとするなら、プロデューサーは、あくまで調整役として芸術家と市民の媒介という役割を果たすことが重要なのである。

4. 管理運営及び事業の運営主体の今後の展望

これらの現実を見ても、特に創造的事業、すなわち自らが新しく制作する事業や、基本的なワークショップそしてこれま

で演劇を観たことのなかった方への普及事業に対する取り組みが停滞しはじめている現状がある。現在政策評価に関する研究が進められているが¹⁵⁾、地域間の共通項はむしろ少なく、地域の大きさや独自の文化的背景に基づく独自の評価が記述的になされるに過ぎないであろう。芸術文化というフィールドのなかで、その効果の測定や線形性が追及されても、その予測値が発散するのは自明であるし意味がない。もし、政策評価が行われるのであれば、一つの尺度に要因を畳み込むのではなく、都市の規模やおかれた状況の共通性に注意しながら場合分けを行うべきであろう。

さらに、指定管理者選定の折、プロポーザル形式のとき、審査に客観性を持つため地域とはなんら関係のない国や関連団体のプロデューサーが審査員とされた例もみられるが、むしろ市民や地域の文化団体の代表を重視したほうが良いと思われる。

特に指定管理者下では、5年単位で事業体が変わる可能性があるため、事業体は次の審査のためノウハウの流出を徹底的に制限することとなると考えられる。そこで、自主事業に対する社会的ニーズが高まり、継続的・永続的な非営利の事業プロデュース・制作とその蓄積が重要な役割を担うのではないだろうか。

5. まとめ

私は、十数年、様々なワークショップや文化団体の育成に従事してきた。手はじめに舞台技術の一般向けのものであった。また、コーラスやブラスバンドを対象としたもの、ピアノ等の楽器という音楽の分野もあった。また、演劇を中心とした公共施設ならではのワークショップの開催、ここでは小学生を中心とした児童向けのもの、中学生を中心とした生徒向けのもの、高校生以上を対象とした一般のものを系統的に立ち上げてきた。当然、コンテンポラリー、モダンダンス、クラシックバレエも含まれている。これらの活動が統合したものがミュージカルでありオペラであった。プロの活動に一步でも近づくことも目的としていたが、このような活動によって地域が劇場に目を向けているということを実感していた。このたびの指定管理者制度

に係る法改正が平成 15 年に行われたとき、私は瞬時に地方公共団体の外郭団体で民法第 34 条¹⁶⁾にうたわれている公益法人であるいわゆる芸術文化財団の働きの終焉を予感した。後からであるが、指定管理者制度導入の折に、社団法人 日本芸能実家団体協議会から、「公立文化施設への指定管理者制度の導入に際しての要望書」¹⁷⁾も出ている。

いわゆる竹下登内閣による「ふるさと創生事業」¹⁸⁾からほぼ 20 年、当時は地方公共団体のアンケートでも財団の設置を望む声が多く、10 年、15 年かけて行われてきた音楽・演劇などの舞台芸術の専門家の育成がさまざまな場所で行われてきた。さらに、文化振興基本法¹⁹⁾も施行されている。しかしながら、指定管理者制度の導入によって、その動きは途絶えようとしている。同制度に関する調査をみても、そこで働いている職員は雇用の不安を大きく覚えている。財団の解散や縮小のもと解雇された職員も少なくはない。一度行われると後戻りはできない。議会でその案をもう一度改正しなければならなくなるからである。地域の活性化に負の遺産を残すばかりか、システムの改善は難しくなる。いち早く指定管理者制度の芸術文化施設への例外規定ができることが望まれる。

【謝辞】

本論文をまとめるにあたって、大変お忙しい中、議論して下さった逗子文化プラザホールコーディネーターの間瀬勝一氏に謝意を表す。

【文献】

- 1) 地方自治法第 244 条
- 2) 地方自治法施行令第 173 条の 3
- 3) 横浜市磯子区民文化センター指定管理者審査委員会審査報告書(2004.4).
- 4) 間瀬勝一, “舞台芸術の日常化と地域文化施設のあり方,” 小林真理編 “指定管理者制度 文化的公共性を支えるのは誰か,” (時事通信社, 東京, 2006), pp. 219-230.

- 5) 磯崎邦夫, “PFI 事業の課題と現状,” 日本音響学会 建築音響研究委員会, 日本建築学会環境工学委員会 音環境運営委員会, 日本建築学会計画委員会劇場・ホール小委員会資料(2006,4).
- 6) 朝日新聞 2005/11/29 号
- 7) 神奈川新聞 2005/4/2 号
- 8) 日本公立文化施設協会編, “公立文化施設における指定管理者制度導入状況に関する調査 II(平成 18 年 10 月 1 日現在の導入状況),”(2006,11).
- 9) 朝日新聞 2006/10/18 号
- 10) 地域創造レター(2007,3).
- 11) (財)地域創造編 “公立文化施設の政策評価のあり方に関する調査研究,”(2005,3)
- 12) 松本市 HP(2005,3)
- 13) 静岡県舞台芸術センターHP(2007,3)
- 14) (財)地域創造編, “公立文化施設における指定管理者制度の導入状況アンケート, 地域創造 HP”(2006,10).
- 15) (財)地域創造, “公立文化施設における政策評価のあり方について考える,”(2007,03).
- 16) 民法第 34 条
- 17) (社)日本芸能実演家団体協議会, “公立文化施設への指定管理者の導入に関しての要望書,”(2004,09).
- 18) 竹下登内閣, “ふるさと創生事業,”(1988-1989).
- 19) 文化芸術振興基本法(2001).